

SATREPS 感染症分野

令和 4 年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

1. SATREPS 対象国（共同研究相手国）について（公募要領「別添 1」）
 - タンザニア連合共和国が対象国として追加されました。
 - ミャンマー連邦共和国が対象外となりました。

2. 研究内容
以下が追記されました。（公募要領「3.2.1 研究内容」）
 - 本プログラムでは、基礎研究から非臨床研究までを主に扱うことを原則とします。医療行為を行う場合には、事前にご相談ください。
 - 研究内容に、「新型コロナウイルス感染症」が追記されました。

3. 審査の観点と項目について
「社会実装の計画と実現可能性」が以下のように修正されました（公募要領「4.2.2 審査の観点と項目」）
 - 研究成果を社会還元へ結びつけるための道筋（相手国側の活動の道筋や他地域・市場への普及の道筋）が具体的かつ明確であるか。
 - 社会実装・普及の主体となりうる相手国側公的機関や民間企業等の参加を検討しているか。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響について
以下が追記されました。
 - 研究提案に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響（相手国への渡航制限等）を考慮した研究計画としてください。（公募要領 頁 2「研究提案に当たっての注意点」）
 - SATREPS では国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画等（遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案）についても記載いただきます（「様式 1」 2.研究計画・方法）。（公募要領「5.1.1 応募に必要な提案書類」）

5. 研究開発提案書について
以下が追記・修正されました。（公募要領「5.1 応募に必要な提案書類」）
 - 提案書基本様式が和文になりました。
 - 課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢献するため、海外研究機関所属の研究者（国際レビューア）を事前評価の過程に加えることとしました。そのため、提案時に様式 2（英文記載）および「安全保障貿易管理に係るチェックシート」の提出が必須となりました。

- SATREPSでは国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画等（遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案）についても記載いただきます（「様式1」2.研究計画・方法）。
- 研究課題名ルールが追記されました。
 - 「研究課題名（英文）」は、Project を含むものとし（例：Climate Change Project・・・、The project for Climate Change・・・）、原則として課題名に「in 国名」の表現は入れないでください。相手国研究機関と十分調整いただき、相手国からの ODA 技術協力プロジェクト名と同じ課題名を記載ください。

6. SATREPS に採択された研究開発代表者等の責務について

これまでは採択後に研究代表者説明会で説明していた責務について、公募要領に記載しました。

（公募要領「1.1.8 SATREPS に採択された研究開発代表者等の責務」）

- 研究開発代表者は、本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負っていただきます。研究開発代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であることが必須です。本プログラムでは、国内の他の研究参画機関（企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国研究機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。
- JICA の技術協力プロジェクトの総括責任者として、日本側の投入（在外研究員（専門家）派遣・外国人研究者受入れ（相手国側研究者の招へい等）・機材供与）の計画立案や実施にかかるカウンターパート等との調整及び統括、AMED/JICA に対する定期的な活動報告、AMED/JICA が実施する評価調査等への対応、事業契約の適切な執行管理とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究開発代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- 条件付採択（1.1.7.6 を参照してください）後に行われる国内における AMED/JICA との打ち合わせ（3～5 回程度）、及び現地における詳細計画策定調査等へ参加していただきます。
- 研究や投入計画の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、共同研究者の派遣及び機材供与の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションが確保されることや日本及び相手国側の若手研究者の活躍の場が確保されることへの配慮が特に求められます。ま

た、相手国で開催される合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する協議を行っていただきます。

- AMED/JICA に対する所要の報告書等の提出や、AMED/JICA がそれぞれ実施する評価（中間評価、事後評価）およびそれに伴う現地調査、相手国関係者を含む進捗報告について対応いただきます。課題終了後一定の期間を経過した後には追跡調査を行うことがありますので、ご協力いただきます。また随時、AMED/JICA が求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通・共有を行う役割を担っていただきます。
- 国費による研究であることから委託研究費の適切な執行・管理が求められます。知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- 国際共同研究であることを踏まえ、相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- AMED/JICA が国内外で開催するワークショップやシンポジウムへの参加及び、研究成果の発表等に協力いただきます。
- アジア、アフリカ等との連携などを目的としたワークショップやシンポジウムを主催していただくことがあります。

7. 新規採択課題予定数について

0～3 課題程度となりました。

（公募要領「3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について」）

8. 国際レビューアの導入について

以下が追記されました。（公募要領「4.2.1 審査方法」）

- AMED では、課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢献するため、海外研究機関所属の研究者（国際レビューア）を事前評価の過程に加えることとしました。そのため、提案時に「安全保障貿易管理に係るチェックシート」の提出をお願いします。安全保障貿易管理についての詳細は第 2 章を参照してください。

9. 追跡調査の視点について

追跡調査の視点が追記されました。（公募要領「9.4 追跡調査」）

- 課題終了後一定の期間を経過した後は、以下の視点で社会実装の状況等について追跡調査を行う予定ですので、その際には御協力をお願いします。
 - ・ プロジェクト終了後当該プロジェクトの上位目標に向けた活動が継続・発展しているか（研究活動のみならず関連する取組みも含む）
 - ・ 研究成果は地球規模課題の解決に向けて科学技術の発展にも波及・貢献しているか
 - ・ 研究成果はどのような形で相手国に普及されているか
 - ・ 日本への波及効果はあるか 又は 日本にとっての成果は何か
 - ・ 国際共同研究の実施による成果・波及効果は何か（日本と相手国の人材育成、開発途上国の自立的な研究開発能力の向上、共同研究の増加、相手国からの委託研究、など）

10. 研究開発代表者・研究開発分担者の人件費及びバイアウト経費について

以下が追記されました。（公募要領「8.2.1 委託研究開発費の範囲」）

- 現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。このことも踏まえて、本事業においては、直接経費から研究開発代表者・研究開発分担者の人件費、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。バイアウト経費の支出をご検討の際には、本プログラムの担当課までご相談下さい。

11. リサーチアシスタント（RA）への給与支給について

以下のように修正されました。（公募要領「13.13 博士課程学生の処遇の改善について」）

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。
- さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定

し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

- これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

12. 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について

以下のように修正されました。（公募要領「11.5 法令・倫理指針等の遵守について」）

- 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」については、令和3年6月30日に廃止となり、新たに制定された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が同日より施行されますので、以後こちらに従ってください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00525.html

13. データシェアリングについて

以下を含むデータシェアリングに関する記載が、応募に当たっての留意事項として追記されました。（公募要領「2.2 応募に当たっての留意事項」）

- AMED の公的資金を用いた各委託研究開発に共通で適用される委託研究開発契約においては、委託研究開発に関連して創出、取得又は収集されるあらゆる研究開発データを第三者に開示又は提供することを原則として禁止した上で、あらかじめ AMED が公表するデータに関するガイドライン上で許容されている場合又はあらかじめ AMED の承諾を得た場合に限り、第三者に開示又は提供することを可能としています。
- さらに、研究開発データを非制限公開データ、制限公開データ、制限共有データ、非公開データに分類するとともに、研究開発データのうち、第三者に公開することが適切ではないデータ以外のデータについては、非制限公開データ又は制限公開データのいずれか指定し、公開することを求めています。そして、非制限公開データ又は制限公開データに該当するデータであっても、公開されるまでの間は制限共有データとして、特定の第三者とのみ共有することも許容しています。詳しくは、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」※を参照してください。

※ <https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html>

14. ODA による技術協力の概要について

一部表題と記載箇所を変更しております。

（公募要領「1.1.7 ODA による技術協力の概要」）

- 昨年度公募要領 P61「(6) プロジェクト採択後の JICA と研究代表機関の契約等」という表題は、「1.1.7.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ」へ名称変更。

- 昨年度公募要領 P60 (5) 技術協力プロジェクト実施の流れの箇所、「(d) 事業契約書の締結」と「(e) 実施上の留意点」については、新公募要領 1.1.7.7 技術協力プロジェクト開始後の流れの (4) 事業契約書「①初めに」の箇所へ集約し移動。

15. ODA 事業として求められることについて

Ⅲ.公募・選考の実施方法の (d) 留意事項に記載のあった ODA の視点として留意する事項につき、新たにまとめ直し、記載箇所を変更しました。(公募要領「1.1.7.3 ODA 事業として求められること」)

- 前段の通り技術協力プロジェクトは、開発途上地域の経済及び社会の開発等への寄与と国際社会の発展を目的としており、その実施に当たっては、計画的かつ総合的に運営・実施することが求められます。SATREPS 事業に当たっても同様に、研究結果を活用し途上国の課題解決に資すること、また日本側だけではなく相手国側の実施体制や案件終了後の持続性も重視しております。このことから、研究を提案するにあたっては、以下の点を十分に留意願います。
 - ◆ 「研究を実施、その結果を元に社会実装を実施」という組み立てになっており、相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られているか。
 - ※ 研究協力の内容は、研究活動のみならず、社会実装に向けた活動（内容、時期、体制、手段と実現の目途）も含まれていること。
 - ◆ 研究協力実施場所は安全・治安上問題が無いか。
 - ※ 研究協力実施場所の安全情報については、外務省 HP (<https://www.anzen.mofa.go.jp>) を参照のこと。
 - ◆ 相手国研究機関/担当省庁・関係諸機関は研究活動実施、及び研究成果の社会実装を担う機関として妥当であり、相手国側の理解を十分得られているか。
 - ※ 社会実装・普及の主体が相手国研究機関で不十分な場合、その実施の担い手となり得る相手国側公的機関や民間企業等の参画があること。
 - ◆ 研究協力終了時に当初目標を達成する/研究協力終了 3～5 年後に達成すべき成果を生むために、研究活動内容、及びそのアプローチは適切・妥当であるか。
 - ◆ 社会実装への計画が明確、かつフィージビリティが認められるか。
 - ※ 研究協力期間中に社会実装の全てが達成されないものもあり得るが、研究計画において想定される研究成果を社会でどのように活用していくのか等、研究期間中に実施する社会実装に向けた社会実装計画面案（社会実装推進/普及主体、体制、相手国側の活動、他地域や市場への普及のための計画面案）が具体的であること。

以上